

令和5年第1回尾鷲市議会定例会会議録

令和5年3月6日（月曜日）

○議事日程（第2号）

令和5年3月6日（月）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 3号 | 尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4号 | 尾鷲市個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 5号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 6号 | 尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 7号 | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 8号 | 尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 尾鷲市普通河川管理条例及び尾鷲市法定外公共物管理条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和5年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和5年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第14号）の |

議決について

- 日程第19 議案第20号 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第20 議案第21号 令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第21 議案第22号 令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第22 議案第23号 令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第23 議案第24号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第25号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第26号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について（質疑、委員会付託）
- 日程第26 一般質問

○出席議員（7名）

- | | | | | | | | |
|-----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| 1番 | 南 | 靖久 | 議員 | 2番 | 小川 | 公明 | 議員 |
| 3番 | 濱中 | 佳芳子 | 議員 | 4番 | 西川 | 守哉 | 議員 |
| 8番 | 中村 | レイ | 議員 | 9番 | 中里 | 沙也加 | 議員 |
| 10番 | 仲 | 明 | 議員 | | | | |

○欠席議員（2名）

- | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 5番 | 村田 | 幸隆 | 議員 | 7番 | 内山 | 左和子 | 議員 |
|----|----|----|----|----|----|-----|----|

○説明のため出席した者

- | | | | | |
|------------|---|----|----|---|
| 市 | 長 | 加藤 | 千速 | 君 |
| 副市 | 長 | 下村 | 新吾 | 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | | 三鬼 | 基史 | 君 |

政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	濱 田 一多朗 君
政策調整課参事	西 村 美 克 君
総務課長	竹 平 専 作 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	尾 上 廣 宣 君
税務課長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	湯 浅 大 紀 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
環境課長	吉 沢 道 夫 君
商工観光課長	森 本 眞 明 君
水産農林課長	芝 山 有 朋 君
水産農林課調整監	丸 茂 亮 太 君
建設課長	塩 津 敦 史 君
水道部長	神 保 崇 君
尾鷲総合病院事務長	佐 野 憲 司 君
尾鷲総合病院総務課長	高 濱 宏 之 君
教育長	田 中 利 保 君
教育委員会教育総務課長代理総務係長	柳 瀬 誠 君
教育委員会生涯学習課長	平 山 始 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	高 田 秀 哉 君
監査委員	民 部 俊 治 君
監査委員事務局長	野 地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	北 村 英 之
議事・調査係書記	権 田 朋 実

[開議 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員と7番、内山左和子議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、濱中佳芳子議員、4番、西川守哉議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第3号「尾鷲市個人情報保護法施行条例の制定について」から日程第25、議案第26号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの計24議案を一括議題といたします。

ただいま議題の24議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） おはようございます。

それでは、質疑をさせていただきますので、若干お付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

加藤市長が市長に就任されてから今回が5回目の予算編成であります。平成31年度の一般会計、加藤市長が初めて編成したのが94億5,572万、令和2年度が98億4,431万、そして3年度が94億1,942万、昨年が97億6,244万、そして新年度が初の100億円超えの100億1,447万円の予算編成を今議会に上程をいたしました。

また、市の借金である地方債残高は、平成31年度末で99億6,440万円が令和5年度末では83億6,687万円と、加藤市長が就任してから約15億9,753万円もの市債を減額させております。

また、一方の財政調整基金面では、平成31年当初予算編成後は4,034万

しか残らなかった財政調整基金が、新年度予算編成後は13億5,560万円と33倍にも達しています。

また、基金合計でも、31年度は約10億6,240万円が5か年間で倍の22億2,191万円もの積立額となり、今後想定される大型事業への蓄えが必要なのは当然のことです。

しかし、コロナ禍の中、地域経済が脆弱な当地域にあっては、景気は低迷を続けているばかりで、日々の公共投資が地域経済に及ぼす影響が大きく、一定の公共投資が必要だと私は考えております。

予算面では、高齢化と相まって扶助費の増大はさることながら、大型投資的経費が組みれていなかったのが大きな要因だと理解をしつつ、しかしながら、財政調整基金を含む基金合計の大幅の増額の努力に対して、私は評価をいたしたいと思います。

新年度予算編成に向け、所信表明の中で市長は、るる思いを1時間にわたって述べられていましたので、質疑ということなので加藤市長の見解については割愛をさせていただきたいと思います。

それでは、質疑通告に従いまして、一般当初予算、款項目に分けて質疑をさせていただきます。

まず最初に、議案第14号「令和5年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、予算書の65ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、生活相談経費の空家等対策事業の中で、特定空家等除去工事請負費1,234万円は、令和2年度4月1日よりスタートした尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例に基づき実施した特定空家の認定に関わる調査にて、倒壊の危険性が高く除去すべきとの結果を受け、生活環境への影響が大きく懸念されることから、尾鷲市空家等審議会の協議を経て、特定空家と認定をしたのが事実であり、危険性の高い当該物件は相続放棄により所有者が存在しないことを踏まえ、可能な限り早期に代執行による除去を実施すると、加藤市長が所信表明の中で述べられております。

この代執行予定の場所と時期及び建物等の面積や計上されている予算の内訳を、まずはお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（湯浅大紀君） それでは説明いたします。

代執行予定の場所と時期、面積、予算内訳についてであります。

当該特定空家等の略式代執行につきましては、令和5年度の秋頃を想定しております。空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定により、略式代執行を行う前には事前の公告を行う旨が規定されており、今回の事案においては工期想定期間となる90日程度の公告期間が必要と考えております。この期間が経過した後、速やかに入札手続を行い、略式代執行による除却を行ってまいりたいと考えております。

建物の面積につきましては、登記簿面積が216.52平米、実測面積は未登記部分を含めて251.30平米となります。

工事費用が1,234万2,000円。その内訳といたしましては、解体費、運搬費、処分費、仮設費及び諸経費となっております。

なお、建物の所在地につきましては、個人情報保護の観点から、事前の公告が開始されるまで控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） 予算面については、全て解体に関する費用ということで理解をいたしたいと思えますし、公告をしなくちゃならないということで、ある程度、時間も必要だということも分かるんですけども、できるだけ速やかに行政スピードを上げていただいて、秋頃とは言わず、できる限りの早期の除去をお願いいたします。

また、場所については個人情報云々ということで、公告するまで発表できないということなんですけれども、恐らく例の場所だと思いますので、今日はそれぐらいのあれしかできないんですけれども、いずれにいたしましても、市民の町なか商店街の三十数年にわたる懸案事項でございますので、ぜひとも速やかな対応をお願いいたします。

それと併せて、平成30年10月に実施した空き家調査にて、約1,003件中、危険性が高い大規模修繕が必要な空き家が81件あると、この計画の中でお示しをされておりますけれども、特にこの81件中、今後、特定空家に認定されるおそれのある物件があるとしたら、何件ぐらいなのかなというのを、もし答えられる範囲で、お答えをしていただきたいと思います。

議長（小川公明議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（湯浅大紀君） それでは早速説明させていただきます。

空き家調査物件のうち、特定空家等に認定されている物件の数についてですけ

れども、令和3年度に実施した空家等実態調査において、大規模な修繕や除却が必要と判明した空き家81件のうち、現在、特定空家等に認定されるものにつきましては、先ほど御説明申し上げたように、現在のところ1件であります。

今後、特定空家等に認定していく物件につきましては、空き家というものは本来、所有者の責任において適切に管理すべきという前提の下、倒壊のおそれがあったり、通行人に被害が及ぶ危険性のある空き家について、優先順位をつけて認定してまいりたいと考えております。

特定空家等の認定に当たりましては、三重県建築士事務所協会に業務委託により実施する特定空家等判定調査のほか、空き家所有者が死亡しているケースにおいては、相続人の調査等に相当な期間と業務量を要するため、先ほど申し上げましたように、周辺住民への影響を十分考慮しつつ、1年に一件ずつでも着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） ありがとうございます。1件の特定空家を認定したということなんですけれども。

いずれにしましても、尾鷲市が危険性の高い、除去が必要、大規模修繕が必要という空き家が81件あると明記されておりますので、今後においてもやはり注視をして、気をつけて、見回りとか調査はしていただきたいなと思います。

それに、今回、代執行する空き家なんですけれども、市として、当然、法に基づいた代執行なんですけれども、代執行に及ぶまで、市の、例えば要綱だとか、基準、規定なんかは決められておられるんですか。それだけ、もし分かる範囲で、お聞かせを願いたいと思います。

議長（小川公明議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（湯浅大紀君） 5月の委員会を開かせていただいたときにざっと説明をさせていただいたんですけれども、手順とか、そういう要綱等は定めておりますので、その手順にのっとって進めてまいりたいと考えております。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） 分かりました。ありがとうございます。

それじゃ、引き続きまして、予算書の129ページ、4款衛生費の環境衛生費、5目墓地移転事業1億8,136万9,000円についてのうち、自然環境調査業務委託料1,366万2,000円、区画抽選会実施支援業務委託料230万9,

000円、それに、設計業務委託料103万3,000円と、それと、工事請負費につきまして、昨年の8月に入札が行われ、七宝建設株式会社が税込み1億8,894万円で落札をされております。

現在の工事進捗率は、先般も視察させていただいたように約30%以上と聞いておりますが、しかし、今年に入ってから土地に亀裂が発見され、一部で設計変更が余儀なくされ、予定墓地区画が50余り減少すると同時に、墓地の安全性を確保するために擁壁の延長が必要となることや、今の物価高による資材高騰の影響もあり、追加予算が必要となり、今回計上された工事請負費1億6,335万4,000円となったわけで、その予算内訳と業務内容と積算根拠についてお伺いをいたしたいと思いますが。なお、町債の部分につきましては、当然、委員会に付託されるということなので、大ざっぱな部分で結構でございますので、よろしく申し上げます。

また、追加につきましては、やむを得ない場合を除き、許されぬことと理解しておりますが、今回、大幅な増額変更になったわけで、市民から貴い血税の支出の観点から、特に何が高騰したんでしょうか、お答えを願います。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） それでは、建設課のほうから説明させていただきます。

4款衛生費、3項環境衛生費、5目墓地管理費のうち、墓地移転事業の工事請負費1億6,335万4,000円の内訳についてでございます。

折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事につきましては、昨年の令和4年第1回定例会におきまして、当初予算として新墓地造成工事に係る工事請負費、令和4年度の支払予定額を8,148万円、債務負担行為として令和5年度の支払予定額……。

1番（南靖久議員） 課長、もうちょっとゆっくり言ってもらえますか。

建設課長（塩津敦史君） 分かりました。

令和5年度の支払予定額1億2,223万6,000円を御承認いただいたところでございます。

その後、令和5年の1月30日の行政常任委員会で報告させていただきましたが、本工事の進捗に伴い、設計変更を余儀なくされる部分が判明しまして、全体として増額が見込まれることから、当初予定しておりました令和5年度の支払予定額1億2,223万6,000円から4,111万8,000円を増額し、工事請負費1億6,335万4,000円を令和5年度の当初予算に計上させていただい

たところでございます。

増額部分の詳細につきましては委員会にて説明させていただきたいと考えますが、主なものとしましては、土質区分の変更による土工及び防護柵設置工の増額、擁壁の形状変更による擁壁工の増額、スライド条項の適用を見越した増額であります。また、3月1日時点での状況となりますが、現在、生コンクリートと人件費が主に高騰しております。

以上となります。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） ざくっと報告をしていただいたんですけれども、最終的に4,100万強の増額ということで、いま一度、建設課長にお聞きしたいんですけど、もう一度、予算が通ったら、当然、本契約ということで、議会の議決を要する契約が発生するわけなんですけれども、そうすると、契約金額というのも、この1億六千三百何がしでよろしいんですか。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 説明させていただきます。

スライド条項適用に関しましては、基本的に工期の最後のほうでやりますので、土工の変更によるもの、そして擁壁の変更によるものに対して、平時の変更契約として議案として上程したいと考えておりますので、まずは全額という形ではございません。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） でも、契約金額は1億6,335万4,000円でよろしいんですか。

議長（小川公明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 最終的には契約金額は1億6,000万に近いものとなると考えております。

1番（南靖久議員） ちょっと分かりにくいんやな。僕の聞き取りが悪いんかいな。

議長（小川公明議員） もう一度、お答えください。

建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 予算としてぴったりというわけではないんですが、さらに近い金額になると考えております。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） 入札をするわけじゃないですので、増額行為ということで、相

対の契約といったらおかしいんですけれども、若干の変動があるということで理解をいたしたいと思います。速やかな工事の進捗をお願いいたします。

次に、令和4年度における当初予算1億324万7,000円のうち、新年度同様に自然環境調査業務委託料が925万6,000円計上され、単年度における調査についても、委員会としては若干、ヤマネですか、の話の報告は受けておりますけれども、この種の予算、新年度予算にも同予算が計上され、2年間の継続予算と私は考えますが、市は単年度ごとの同じ種の契約をしようとしておるのですか。また、2年間にわたって調査を必要とする、その理由と内容を御説明をお願いいたします。

議長（小川公明議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（湯浅大紀君） それでは説明させていただきます。

自然環境調査の調査期間についてでありますけれども、市内の森林には国指定の天然記念物ヤマネが生息していることが県のレッドデータブックに記載されており、熊野尾鷲道路Ⅱ期工事では国交省のほうで自然環境調査を実施し、小原野墓地造成地周辺でヤマネの生息が確認されております。

本市におきましても、新墓地造成工事を着工するに当たり、国交省の調査と同様に、令和2年度から国指定天然記念物の生息状況の調査を実施し、令和3年度末に文化庁の国指定天然記念物ヤマネの現状変更許可を受け、工事に着手しているところでございます。

本調査では、最終的にヤマネは捕獲されなかったものの、採取したふんや巣箱に残った樹皮からヤマネの痕跡が確認され、造成地周辺にヤマネが生息していることが明らかとなり、有識者から工事期間中において同様の調査を要するとの助言を受け、県の補償金の対象事業として、令和4年度以降も調査を実施しております。

また、工事期間中の調査について、複数年の契約ではなく、年度単位の契約を行っていることに関しましては、ヤマネの捕獲状況等により次年度に実施する調査内容が変わってくるため、単年度ごとの契約として実施しているものであります。

なお、令和4年度の調査におきましては、現地調査が完了した2月末時点で、ヤマネは捕獲されなかったことを御報告申し上げます。

以上です。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1 番（南靖久議員） 主に国交省の工事によってでもヤマネが確認されなかったけれども、ヤマネのふんが確認されたということで、現実にはヤマネが生息をしているということが分かります。

本来、単年度ごとの債務負担行為でも僕はよかったんじゃないのかなという思いが致しますけれども、そういった中で、結構な委託金額でございますので、やはり十分、そういったことは調査をして、ある程度の時期が来たら、委員会のほうへも明確に報告をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

引き続きまして、同じく、墓地区画抽選会実施支援業務委託料 2 3 0 万 9 , 0 0 0 円についてお伺いをいたします。

移転墓地予定地 4 7 8 区画の区画抽せん会は、委託せずに市独自でできないものかなと私自体が予算を見て感じましたが、普通、経費節減の意味から、公正と実効性を担保するためにも、当課が率先して実施するのが妥当じゃないのかなというような、そのような思いが致しておりますけれども、今回、あえて、単純作業だと思うんですけれども、外部委託にした理由をお聞かせ願います。

議長（小川公明議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（湯浅大紀君） それでは説明させていただきます。

墓地区画抽選会実施支援業務委託料について御説明申し上げます。

小原野新墓地への移転につきましては、墓石所有者約 3 4 0 名が新墓地への移転を希望しており、そのうちの約 3 割に当たる方が尾鷲市外に在住しているため、抽せん会を一堂に会して実施することは困難であると考えております。

また、業務の内容といたしましては、必要区画数の再確認業務、区画抽せん方法及び抽せん会の案内業務、区画抽せん会の実施補助業務、区画決定書の作成及び送付業務を予定しており、書面や電話での対応に相当な業務量が見込まれることから、今後の墓地移転を円滑に進めていくために、区画抽選会実施支援業務を委託するものであります。

以上です。

議長（小川公明議員） 1 番、南靖久議員。

1 番（南靖久議員） そうということなので、大変な作業になるのかなということで、一応、理解はいたしたいと思います。

それと、最後に、墓地のことなんですけれども、参考までに墓地移転事業から、尾鷲港新田線が、尾鷲の都市計画道路が三重県の主体の道路ということで、工事

を一生懸命、県のほうが予算づけをしていただいて、早期完成を目指してやっているわけなんですけれども、道路完成にまで至るスケジュール、大体、墓地のほうがどんどん進んでいますけれども、最終的に折橋の墓地約320メートルですか、幅員16メートルの道路をつけるということなんですけれども、最終的なスケジュール、僕が前、聞いていたのはたしか7年、8年の期間で、終わり約二十数億の予算規模、そして尾鷲市がその6分の1を負担するというので承っておるわけなんですけれども、県との絡みがあるということですので、公表できる範囲の、もし答弁をいただければと思います。

議長（小川公明議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（湯浅大紀君） それでは説明させていただきます。

工事の変更契約の時期及び事業スケジュールについてであります。

本工事の変更契約につきましては、南議員がおっしゃるように予定価格が1億5,000万以上の工事に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決が必要となる事案であります。

このため、4月以降となりますが、変更内容が確定次第、速やかに工事請負変更契約についての議案を上程してまいりたいと考えております。

次に、墓地移転事業の事業スケジュールにつきましては、行政常任委員会で改めて詳細を御報告申し上げますけれども、概要といたしましては、まず、昨年より工事に着手している新墓地造成工事につきましては、来年2月末の完成を目指し、工事を進めているところでございます。

一方、県では、造成工事と並行し、昨年より永代供養や新墓地以外に移転される墓石管理者の皆様との補償契約を順次行っており、令和5年度末までに新墓地以外に移転される約200名の方の移転を完了する予定で進めております。

また、造成工事完了に合わせて、早ければ令和5年度末から小原野新墓地への移転される墓石管理者の皆様と補償契約の手続を開始し、令和7年度中の移転完了を予定しております。

なお、墓地移転事業及び尾鷲港新田線の全体予算の財源構成につきましては、令和6年度以降の事業が現段階では未確定な部分が多いため、今後、県や関係団体と協議を重ね、事業費等が明らかになり次第、議会に報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（小川公明議員） 1 番、南靖久議員。

1 番（南靖久議員） ありがとうございます。

令和 7 年度の移転完了見込みということで、ぜひとも速やかな移転を完了させていただいて、道路のほうに着手いただいて、早期完成を望むものでございます。ありがとうございました、市民課長。

次に、同じく、予算書の 131 ページ、4 款衛生費、6 項病院事業会計負担金 5 億 4,606 万円については、平成 2 年度が 4 億 2,500 万、そして昨年度の繰り出しは 4 億 6,986 万 9,000 円と、前年度と比べ約 7,600 万円が病院へ繰り出しを増額されております。

その増額分の積算根拠と、通常、国から交付される、病院に対しての交付税の額が分かれば、お示しをしていただきたいと思います。

議長（小川公明議員） 財政課長。

財政課長（岩本功君） それでは説明させていただきます。

まず、病院事業会計負担金が前年度比約 7,600 万円の増額となった主な要因でございますが、これは、病院会計において令和 3 年度に導入されたリニアック及び電子カルテに係る起債の元金償還が令和 5 年度から始まることによるものでございます。

具体的には、病院事業会計においては、令和 5 年度でただいまの二つの償還金の合計が 1 億 4,689 万 5,000 円となっております。一般会計につきましては、繰り出し基準に基づいて、その 2 分の 1 である 7,344 万 8,000 円を負担することになります。これが増額の主な要因でございます。

続きまして、地方交付税の中で病院分として交付されている金額及び内訳について御説明いたします。

まず、令和 4 年度の普通交付税で算入されている額が 3 億 8,093 万 9,000 円でございます。

また、特別交付税のほうで算入されている額につきましては、令和 4 年度の交付額が確定しておりませんので、令和 3 年度の額を申し上げますと、8,115 万 2,000 円でございます。

したがいまして、参考数値ではございますが、普通交付税と特別交付税を合わせますと、約 4 億 6,000 万円が地方交付税として算入されているということでございます。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） よく分かりました。

元金の償還ということで7,600万円増額されたわけでございますけど、たしか償還期限は6年でしたか、5年でしたか。それだけ。リニアックと電カルの部分は。

議長（小川公明議員） 病院のほうですか。

1番（南靖久議員） 病院のほうやな。別に……。分かる。

議長（小川公明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） 償還の最終が11年の3月20日でございますので……。

1番（南靖久議員） 5年。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） そうですね。になるかと思えます。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） ありがとうございます。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） 1年、据置きでございますので。すみません。

いいですか。すみません。

1番（南靖久議員） 申し訳ございません。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） 1年据置きでございますので、合わせて6年ということでございます。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） 病院のほうはまた後ほど、最後で質疑するというところでございます。ありがとうございます。

次に、予算書の133ページ、5款農林水産業費、1項農業費の地域おこし協力隊活動費補助金225万円と、139ページ、2項林業費、地域おこし協力隊活動費補助金125万円、それに、145ページの5款の山林事業費、地域おこし協力隊活動費補助金150万円及び147ページの5款4項水産業費の地域おこし協力隊活動費補助金75万円のばらつきがある予算なんですけれども、恐らく採用期間の問題もあると思うんですけれども、それぞれの期間の問題と、地域協力隊、農・水・林の協力隊に対するミッション、与えた使命についてお尋ねをいたします。

議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それではお答えをいたします。

5 款農林水産業費のうち、農業費、林業費、山林事業費、水産業費における地域おこし協力隊活動費補助金の内訳と、それぞれのミッション、任期についてでございます。

まず、活動費補助金につきましては、総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱に基づきまして、財政措置の範囲におきまして、尾鷲市地域おこし協力隊活動費補助金要領に基づき補助金を交付するもので、1 か月の上限額が1 2 万 5, 0 0 0 円でございます。それに令和 5 年度での在籍月数を掛けた金額を計上させていただきます。

まず、農業費での地域おこし協力隊活動費補助金 2 2 5 万円につきましては、令和 3 年 1 月に既に着任をしております、天満地区で甘夏再生に取り組む協力隊 1 名分の活動費補助金が 1 か月 1 2 万 5, 0 0 0 円の 1 2 か月分で 1 5 0 万円、それと、新年度に新たに採用を予定しております遊休農地活用地域おこし協力隊 1 名の 1 か月 1 2 万 5, 0 0 0 円が 6 か月で 7 5 万円の、この 2 名分の合計 2 2 5 万円となるものでございます。

新たに採用する遊休農地活用地域おこし協力隊のミッションにつきましては、本市の遊休農地の有効活用を進めまして、農業課題の解決につなげていく仕組みづくりと、現在進めております有機農業の普及と実践をミッションとしております。

任期は 1 0 月着任を予定し、最長 3 年間でございます。

続きまして、林業費での地域おこし協力隊活動費補助金 1 2 5 万円につきましては、新年度に作業を予定しております自然体験を推進する尾鷲育推進地域おこし協力隊 1 名分で、1 か月 1 2 万 5, 0 0 0 円の 1 0 か月分でございます。

ミッションは、現在、小中学校で総合学習として展開をしております山育、川育、海育などを市内外の多様な企業や組織と連携し、民間主体で継続、発展させる体制を構築していくこととしております。

任期は 6 月着任を予定し、最長 3 年間でございます。

続きまして、山林事業費での地域おこし協力隊活動費補助金 1 5 0 万円につきましては、新年度にて採用を予定しておりますゼロカーボンシティを推進する中核組織、ローカルコープでの脱炭素と教育を推進する地域おこし協力隊 2 名分で、1 人 1 か月 1 2 万 5, 0 0 0 円の 6 か月分で 7 5 万円の、これの 2 名分で 1 5 0 万円でございます。

ミッションは、尾鷲市ゼロカーボンシティの実現に向け、ローカルコープ構想

を脱炭素と教育の側面で推進することとしております。

任期は10月着任を予定し、最長3年間でございます。

続きまして、水産業費での地域おこし協力隊活動費補助金75万円につきましては、新年度にて予定をしております九鬼地区での水産振興地域おこし協力隊1名分でございます。1か月12万5,000円の6か月分でございます。

ミッションは、九鬼町の基幹産業である定置網漁業の存続のための仕組みを中心に、九鬼町の活性化や定住人口の増加につなげていくこととしております。

任期は10月着任を予定し、最長3年間でございます。

また、既に着任をしております天満地区の甘夏再生に取り組む地域おこし協力隊は、令和2年1月1日の着任で、最長、令和5年12月31日までの3年間の任期でございましたが、総務省より、令和元年度から3年度の間に着任した協力隊員につきましては、新型コロナウイルス感染症により活動に制約が出た隊員が一定数いるということから、2年を上限とした任期の特例措置が創設をされました。これによりまして当市の天満地区甘夏再生の協力隊員も任期の延長の対象となりましたので、今年12月31日までだった任期が令和7年3月31日までの15か月間、延長することが可能となりましたので、併せて御報告いたします。

以上です。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） ありがとうございます。

農・水・林で、今回、それやと、6名分の協力隊を入れるということなんですよ。どうですか。

議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） 既にいる協力隊1名と新規で5名、合わせて6名でございます。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） 総務省の、尾鷲市は率先して、地域協力隊は各課においても結構活躍をされてみえるのは十分認識をしております。

尾鷲市の農家って、本当にヘクタール数も68ヘクタールしかないんですよ、全体に。熊野市から比べても、随分、何十分の1ということで、農家にしても51軒、専業農家といえ、甘夏栽培の農家だけだと思うんですけども、狭い耕地の上でもいろんな方策を講じて、付加価値を加えていただくということには、私、何ら異論ないし、これからもぜひともそうあるべき姿を示していただきたい

などと思うし、特に農業については、先般、2月18日、おわせマルシェで有機農法の、僕も講演会も行ったんですけれども、小川議長も仲副議長も見えていました。

その中で講演を聞いて、ああ、僕の観念と違った感覚の発想で驚きを隠せなかったんですが、そのことが2月20日の衆議院の予算委員会のほうで、尾鷲のマルシェで有機の取組があったということが報告されたようで、大変、驚いたわけなんですけれども、そういったことで国に取り上げてもらえることをやったのかなということで、一瞬、おう、よう頑張ったなということもありましたけれども、いかんせん、農家が少ないまちでございますが、よろしくこれからも行政が指導していただきたいと思います。

それと、林業のほうというよりか、漁業のほうも、特に山のほうのカーボンニュートラルに関する協力隊員ということで若干残念なんですけれども、本業の林業のほうにおいても、こういった違った観点から物が判断できるような地域協力隊員もあってもいいのかなという感じがしました。

漁業についても九鬼のほうへ配置されるということでございますので、今後の活躍に大いに期待をいたしたいと思います。ありがとうございました。

次に、同じく、議案第14号、159ページ、6款商工費中、観光施設管理整備事業3,772万7,000円の需用費1,226万3,000円、これは夢古道おわせの施設整備修繕料と認識をいたしておりますが、その必要性和効果と修繕箇所についての内訳をお示しいただきたいと思います。

議長（小川公明議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） それでは、観光施設管理整備事業に係る需用費のうち、修繕料について御説明のほうをさせていただきます。

夢古道の湯につきましては、営業開始から15年、こちらのほうを経過しまして、修繕の必要な箇所が年々増えてきております。これまでもその都度、修繕を実施しておりまして、お客様に満足していただき、再度訪れたいと思っていただけるような施設管理に取り組んでいるところでございます。

御質問でございます修繕料1,226万3,000円のうち、夢古道の修繕につきましては1,154万3,000円、こちらのほうを計上させていただいております。

修繕箇所のうち、サウナ室壁張替え、露天風呂壁張替え、夢古道の湯の看板、こちらのほう、取替え、外壁の張替え、軒天の張替え、ポンプの部品の交換、こ

こちらのほうを合わせた603万8,000円を信金中央金庫様の企業版ふるさと納税を活用させていただき、そのほか、各所設備機器部品取替修繕、こちらのほうを550万5,000円を予定させていただいておまして、来館される皆様に御満足いただき、リピートしてもらえような必要箇所の修繕を実施するものでございます。

実施のほうの時期につきましては、休館を要しない修繕につきましては、新年度早々、実施予定とさせていただきまして、休館を要する修繕につきましては、お客様からの御要望などを取り入れまして、指定管理者と協議し、順次実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） 主に、外見を中心に修繕されるということでございますので。

確かに、もうオープンから十数年経過して、かなり外見も傷んでおります。イメージをよくするためにも、やはり見た目もきれいにさせていただきたいと思うし。

特に、紀北信用さんのふるさと納税版ですか、の協力を経て充当させていただくということはすごく感謝をいたしておりますので、修繕につきましては館のほうの意見も十分聞いた上で、修繕をしていただきたいと思います。

それと、参考までに、先般、お風呂のほうへ入ってきたら、ミストサウナが使用中止になっておりましたので、それもできる限り早く修繕をしていただきたいと思います。

次に、夢古道おわせの指定管理料928万6,000円について、若干お尋ねをいたします。

振り返れば、平成19年4月に夢古道おわせに地場特産品情報センターが完成し、翌年の8月に今の夢古道の湯が完成。経営努力もあり、当初は順調に経過してきました。

しかし、昨年、不適切な経理問題から臨時休業に陥り、利用者の方々に多大な迷惑をかけたのも現実でございます。今後は、当然、管理体制を強化するとし、再び夢古道おわせが他に応募がなく、指定管理に決まったのも現実であります。

近年、コロナ禍の中で、ランチバイキング等も運営できない時期が続き、温浴施設も平日は100人弱、土日、祝日で200人と客足が伸びず、大変苦しい経営状況が続いていると聞いております。

集客交流を目指す尾鷲市として、公設民営である夢古道おわせの情報発信地場

産業施設や海洋深層水利用の温浴施設等は必要不可欠であり、今後において市として何らかの支援が必要だろうと思いますが、3年間の指定管理料を決めている以上、そのハードルが高いのは当然でございますが、お昼のランチ等も含め、いま一度、指定管理の見直しが必要だと私は強く感じておりますが、いかがでしょうか。

改めて、指定管理料928万6,000円の内訳と、今後の市の財政支援以外の支援対策について、考えがあれば、お聞かせを願います。

議長（小川公明議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 夢古道おわせ指定管理料928万6,000円につきまして、御説明のほうをさせていただきます。

夢古道おわせ指定管理料におきましては、まず、尾鷲の特産品開発のための特産品普及開発業務、尾鷲の食などの情報の発信を行う情報発信業務、そして軽微な修繕や施設の整備に係る施設管理業務の三つの分野において、それぞれ積算させていただいているところでございます。

指定管理に関しましては、御質問のとおり、3年間の債務負担行為をお認めいただいておりますが、額の変更は公募の際の選定条件にも関わることであり、難しいというふうに考えておりますが、実際の実施、運用の内訳に関しましては、指定管理者にて主体的に割り振り、様々な業務に効果的に活用し、より多くの交流人口の増加のため、事業を実施していただけるものと考えております。

指定管理の見直しにつきましては、開業から15年を経過いたしまして、開業当初と大きく状況が変わっていることも事実でございます。こうしたことを踏まえまして、指定管理者、関連業者とも十分に協議を重ねる必要があると考えております。次期指定管理に向けまして課題の一つとして、継続して検討を進めていきたいというふうに考えております。

次に、夢古道おわせに対する支援対策等につきましては、本市の集客交流の中心となる施設であるという認識の下、アフターコロナを見据えた交流人口、関係人口の回復と増加という課題解決につなげるため、指定管理者、レストラン経営いただいておりますイサバヤ、市の3者による集客施策の協議を実施しております。

その協議の中で、夢古道おわせには古道を歩く、歴史を学ぶ、温浴効果で癒やすといった一連のコンテンツがございまして、こうしたコンテンツの下、市内で開催される様々なイベントとの連携を図るなど、指定管理者と共にリピートのほ

うにつながる様々な仕組みを構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 1 番、南靖久議員。

1 番（南靖久議員） 時間も押し迫ってきましたんですけども、今の森本課長のほうから基本的なお考えをお聞きしたんですけど、やはり夢古道おわせは、今の現実だけ捕らまえるんじゃないしに、もっと建設した原点へ戻って、いま一度、原点回帰じゃないんですけれども、できたら夢古道の温浴、あるいは物品、あるいは厨房等を改めて僕は見直す必要があるんじゃないのかなというような強い思いがしておりますので、それにつきましては委員会のほうでまた議論をさせていただきますので、ありがとうございました。

次に、同じく 14 号、9 款教育費、5 項保健体育費、3 目、予算書の 205 ページ、体育文化会館維持関係事業 908 万円については、同館の耐震診断が出る前の通常予算だと認識して、その上で質疑を行いたいと思います。

同館は言うまでもなく、昭和 42 年の建築であり、長年にわたり市の体育及び文化、レクリエーションの場として利用されてきました。十数年前から建物の経年劣化が著しく、少し強い雨が降ると、屋根や壁から雨漏りが約 50 か所以上、確認されている状態でございます。

市の防災避難施設からも指定解除をされるという極めて不名誉な施設でもあり、議会からも再三、厳しく、体育館のつり天井の危険性の問題や雨漏りが指摘され、同館の耐震診断を何度となく要望をしておりましたが、市は議会の再三の指摘にもかかわらず、耐震診断を速やかに行わず、極めて危険な状況で市民の方々に利用させていたのが現実であります。

私どもは耐震診断の結果を伺い、幸いにも大きな事故なく施設が利用されていたことに本当に心から安堵をいたしました。耐震結果は大規模地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が最も高いとされる 0.3 を下回った箇所が随所で確認され、直ちに 2 月 8 日、同館の使用禁止を関係者に伝え、今日に至っております。

今回の計上されている予算は、これまで利用していた市民には直接的には関係がないと思うんですけども、やはり利用者の方々をまず第一番に考えていくのが本来であり、教育委員会として文化会館の利用者に対して、これから施設の代替性を含め、利用者の利便性等をどう考えてどう対処しようとしているのか、お聞かせを願います。

議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（平山始君） それでは説明いたします。

最初に、体育文化会館の維持関係事業の908万円につきましては、御質問のとおり、耐震診断結果が出る前の体育館を使用する前提で予算編成を行い、予算計上したものでございます。

そのため、体育館の維持管理に係る経費といたしましては、予算計上しております消耗品費ですとか、修繕料、体育館の清掃業務委託料など、体育館の使用中止に伴い全額不用となる費用や、光熱水費などの使用量の減少に伴い減額となる費用等がございますので、これらの予算につきましては今後精査し、必要額の再算定を行うとともに、学校開放による学校体育館の使用増加に伴い新たに必要となる物品等の調査をしており、それらの費用を算定いたしまして、既決予算での対応や補正予算への計上を検討しております。

利用者の方々への代替施設の調整につきましては、行政常任委員会のほうで御報告させていただいたとおり、現在、中学校の2校及び小学校5校のほうで学校開放での体育館使用や、あと、中央公民館の講堂等の公共施設の使用について調整を行っております。また、高等学校の二つの県立学校施設の体育館の学校開放での使用につきましても、可能な限り開放させていただいております。

利用者の利便性を考慮しながら、希望する地区での体育館が利用できるよう、調整のほうを行っております。

本年度は、常時使用されております各団体さんに対して、これらの施設を利用しながら、調整のほうを図ってまいりたいと考えております。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） この体育館の使用停止、突然の、利用者からすれば、とんでもない話だったと思うんですけどね。くれぐれも、利用者団体ですか、約16団体、バドミントンが多いようなんですけども、延べ7,000人余りの方が体育文化会館を利用してきたのが現実でございますので、高校なり小中学校の学校開放に向けて、その時間に合わせて今度は活動するということは、大変御迷惑をかけるのも現実でございます。

そういった中で、教育長、市長にもお伺いしたいんですけども、この体育館の取壊しについて、どのように考えておられますか。もう時間がないですよ、この場合は。それだけお聞かせを願いたいと思います。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど議員がおっしゃっていますように、大規模地震の振動、衝撃によって倒壊や崩壊のおそれが予想される体育文化会館の撤去についてでございますけれども、まず、体育文化会館につきましては、耐震診断の判定結果を踏まえて、議員御指摘のとおり、先月8日、使用中止とさせていただいており、市民の皆様には大変御不便をおかけしていることに対しまして、申し訳なく思っております。

体育文化会館の耐震補強の可能性が完全になくなった場合には、御指摘のとおり、早急な必要性は十分認識しております。ただ、当該施設の解体については、今、その財源をいかにして捻出するのか、あるいは、要するに、潰した場合に、撤去した場合に、今後どういうふうな形で、その在り方についても現在鋭意検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（小川公明議員） 1番、南靖久議員。

1番（南靖久議員） 市長が答弁されたということで、教育長の答弁を求めるわけじゃないんですけれども、できるだけ、私自身、速やかに撤去するものは撤去して、今後に備えるべきだと思いますので、ぜひとも早い時期の取壊し、撤去を強く強く要望をいたします。

時間がないんですけど、最後で、病院のほうがかつて答弁も用意してくれたんですけれども、簡潔にお聞かせを願います。

今回、病院関係者等で、三重大、三重県の協力はもとより、内科医が4人、外科医1人、それから整形外科医が1人ということで、6人の医師が病院開設者の加藤市長の努力により実現したのは現実でございます。改めて感謝を申し上げたいと存じます。

なぜかという、今回、6人体制ができたということは、当然、救急医療体制が尾鷲市の二次救急として正常に寄与するというのが、僕、市民が一番喜ぶことじゃないのかなと思いますので、これからも充実ある救急医療体制、外来、入院も当たり前のことなんですけれども、むしろ尾鷲病院が市民から信頼される病院として充実されるのかなと期待をしております。

そこで、最後に、今回の病院予算計上で6名分の予算が反映されているのかいらないのか、僕、ちょっと疑問に感じる場所がありますので、もしこの6名メンバーが業務がスタートした場合、いかほど病院収益として上げられるのか、それだけお聞かせを願ひたいと思います。

議長（小川公明議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（佐野憲司君） それでは説明いたします。

令和5年度尾鷲市病院事業会計の当初予算につきましては、確保した医師による診療体制がどこまで当初予算のほうに反映されておるかという御質疑でございますが、内科医のほうは4名の増員、あと、外科医のほうは1名の増員、こちらのほうについては早く、教授のほうから直接お話をいただいておりますので、反映をさせております。何とか当初予算の収益収支の入院収益ですとか、外来の収益及び給与費、そちらのほうも反映をさせております。

なお、先ほど申し上げた整形外科医のほうですが、この1名の増員につきましては、大学から通知のほうがちよっと遅かったこともございまして、既に予算編成後であったため、今回の当初予算のほうには反映をさせておりません。後日になるかと思っております。

1番（南靖久議員） ありがとうございます。

以上で質疑を終わらせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております24議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 異議なしと認めます。よって、議題の24議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで休憩をいたします。再開は11時10分からといたします。

〔休憩 午前11時00分〕

〔再開 午前11時09分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第26、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、10番、仲明議員。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） 今回の一般質問は、森林環境譲与税と森林経営管理事業及び市有林などの現状と今後の方向性を明らかにして、地場の林業を守り、さらなる発展に少しでもつながることを期待して、一般質問をいたします。また、丸茂水産農林課調整監には本市の水産業の今後の方向性を、最後の質問としてお聞きをいたします。

森林環境税と森林環境譲与税の経緯は、昭和60年に林野庁は森林の水源涵養機能を確保するため、水源税の導入を要望したことから始まり、平成3年に和歌山県本宮町長は地方交付税の枠外に森林交付税を創出することを提唱し、市町村と市町村議会議員は構想に賛同し全国規模で運動を展開。その後、全国森林環境税などの名称変更など紆余曲折し、平成30年度、与党税制改正大綱で、平成31年度税制改正において森林環境税及び森林環境譲与税を創設することが決定。このように、長い間の林野庁や市町村の要望活動が実り、実現したものであります。

森林環境税は令和6年度から税率1,000円（年額）で、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収をいたします。

譲与税は既に機構準備金を活用して、令和元年度から市町村及び都道府県に譲与されております。

令和元年度6月定例会行政常任委員会資料には、森林環境譲与税の目的について、「森林を整備していくことが国土の保全や水源の涵養、災害防止につながることから、森林の整備等に必要な財源を安定的に確保するために創設されました」とあり、用途は、「民有林を対象として行う森林整備や、公共建築物、木造・木質化による木材利用の促進等に関する費用となります」とし、事業の内容は、「森林所有者の経営意欲や境界未確定の森林の課題があり、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理事業により森林所有者への森林管理意向調査を実施する」と説明をされました。

本市は、森林施業が古くから行われ、銘木ヒノキ木材の産地であります。森林環境譲与税は市町村の強い要望により実現したものであり、森林環境譲与税の市長の評価と期待について、まず、お聞きをいたします。

森林環境譲与税は、市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するよう譲与額が設定され、国の譲与税総額は令和元年度200億円から始まり、令和4年度

から5年度までは500億円となり、森林環境税課税が始まる令和6年度から600億円となります。

600億円のうち、都道府県は総額の1割、60億円の配分となり、市町村は540億円であります。

譲与基準は、私有林人工林面積50%、林業就業者数が20%、人口割が30%で、配分額が算定をされます。

本市の私有林面積と譲与税対象面積、市有林の面積と人工林等の内訳、さらに、令和元年度から4年度までの森林環境譲与税の金額と今後の見込み、本市の森林環境譲与税の使途、予算化についてお聞きをいたします。

尾鷲市森林整備計画書（平成31年4月1日）を見ると、森林整備の基本方針の地域の目指すべき森林資源の姿として、「本市の目指すべき森林資源のあり方は、芯持ち柱材の生産のみならず、消費者の需要に柔軟に対応できるよう、長伐期施業による大径木の生産も目指すこととする。また、持続的経営が可能な林業を目指し、林分の林齢構成についても平準化を目指すものとする」とされ、森林施業の推進方策では、木材等生産機能のほかに、水源涵養機能、山地災害防止機能、保健・レクリエーション機能、生物多様性保全機能など、森林の有する機能ごとの7項目の基本的な考え方を示し、森林組合、林業事業体、森林所有者等の相互の連携を密にし、高性能林業機械を導入した作業システムの普及、定着を図るとともに、共同施業や作業路網開設を前提とした小規模森林所有者への働きかけ、合意形成を促進するとされております。

また、委託を受けて、森林の施業、経営の実施の促進では、森林組合等林業事業体への長期の施業委託を促進するとともに、市が仲介役となる森林経営管理制度の活用についても明記をされております。

森林経営管理制度についていま一度、制度の目的、本市の役割、施業の方法などを簡略に御説明いただきたい。

また、令和2年度から取り組んでいる須賀利地区での意向調査の進捗についてお聞きをいたします。

次に、丸茂水産農林課調整監に質問をいたします。

丸茂調整監には、水産庁から本市に出向され、丸2年を経過しようとしております。この間、本市の水産業の全般と、特にマハタ養殖に力を注いでいただき、ありがとうございました。

三方が山で一方が海である自然豊かな本市をどのように感じられたのか、また、

本市の水産業が今後も持続的に発展するために、水産振興、養殖漁業などの方向性についてのお考えをお聞きしたいと思います。

壇上での質問は以上であります。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、仲議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、私からは、森林環境譲与税に対する私の評価、期待について、これをお答えし、その他、森林環境譲与税対象面積などの御質問、また、森林経営管理制度の進捗状況について、水産農林課長から説明いたします。その後、丸茂調整監から御回答申し上げます。

森林環境譲与税につきましては、議員から導入に至る経緯も併せて、るる御説明いただきましたとおり、大きな目的といたしましては、森林の有する公益的機能、多面的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることであります。

また、平成27年にパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議、いわゆる通称COP21で合意されたパリ協定の枠組みの目標達成のために必要な地方財源を安定的に確保することなどがございます。

平成31年3月、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が国会で成立し、それに伴いまして森林環境譲与税と森林環境税が創設され、森林環境税は御指摘のとおり、令和6年から課税されることとなっている一方、森林環境譲与税は森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、令和元年度から前倒しで譲与されていることは、議員の御説明のとおりでございます。

この制度に対する私の評価ということでございますが、本市におきましては小規模森林所有者による森林所有が大変多く、相続等による所有者の代替わりなどが進むことで、管理が不行き届きになるケースが増加しております。

こうしたことから、森林環境譲与税を原資とした森林経営管理事業において、適切な管理がなされていない民間所有森林の管理を進めることができるということは、森林の有する公益機能の維持の観点から、地球温暖化防止のみならず、本市の国土の保全や水源の涵養など、市民、国民に広く恩恵を与えるものであります。

そして、適切な森林管理は、林業の成長産業化は不可欠であることから、森林経営管理事業を用いて管理されていない森林の適正化を図りながら、その森林を

意欲のある経営者につなぐシステムの構築が重要と考えております。

さらに、この制度を現在取り組んでいるカーボンニュートラルとも連動させることで、より一層、効果的な森林管理につなげていけるものと大いに期待するものでございます。

以上、壇上から私の回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それでは説明いたします。

まず、本市の民間所有森林の面積ということでございますが、面積は約9,700ヘクタールで、そのうち、森林環境譲与税の対象となる民間所有の人工林の面積は約6,600ヘクタールでございます。

また、本市が所有する私有林の面積は約5,000ヘクタールで、そのうち、本市が直営で管理をするヒノキ、杉の人工林は約1,200ヘクタール、県や国立研究開発法人森林整備センター等に貸付けをしている貸付林が1,300ヘクタール、残り2,500ヘクタールが雑木林でございます。

次に、令和元年度から令和4年度までの森林環境譲与税の額につきましては、収入済額で令和元年度が1,338万円、令和2年度が2,843万4,000円、令和3年度が2,850万7,000円で、令和4年度は3,658万円の予定となっております。

今後の見込額といたしましては、現時点では、令和5年度が3,658万円、令和6年度以降は4,489万2,000円となる見込みでございます。

森林環境譲与税の用途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、市町村は森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされています。

本市におきましては、管理されていない民間所有林のうち、公益的機能の發揮に効果的な森林、また、将来的に意欲のある経営体に経済林としてつないでいけるような森林を中心に、所有者の意向調査などの手続が済んだところから、順次整備に取りかかっているところでございます。

次に、森林経営管理制度の目的、本市の役割、施業の方法についてと、令和2年度から取り組んでおります須賀利地区での意向調査の進捗について説明いたします。

森林経営管理制度とは、平成31年から施行されている森林経営管理法により、適切な森林管理について所有者の責務を明確にし、適切な管理が行われていない森林については、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ねることを取り決めた制度でございます。

そして、そのための財源として先ほどから説明されています森林環境譲与税が導入されたもので、目的は森林環境譲与税と同様に、森林経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的促進を図る、また、林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することとされております。

その中での本市の役割でございますが、この制度の特徴は、市町村が主体となって適切な森林管理を図るところでございます。そのため、本市が森林所有者に対して森林経営に関する意向調査を行うことで、適切な経営や管理を促していき、森林所有者の管理の責務を明確にするとともに、意向調査の結果、所有者自らが適切な管理を実施できないとされる森林で、市に経営管理を委ねたいとされた森林については、本市が経営管理を行うための必要な権利を取得する手続きを行いまして、経営管理権集積計画というものを立てた上で管理していくものでございます。

その施業の方法などは、森林整備を行う過程で利用間伐によって収益が見込める森林につきましては、本市が仲介役となり、森林所有者と民間林業事業者をつなぎ、森林経営をしていただくとするもので、また、場所や森林の状況によっては収益が見込めそうにないと判断した森林については、本市が森林環境譲与税を用いて、間伐などの森林整備を行っていくものでございます。

次に、意向調査の結果についてであります。

森林所有者への意向調査は令和元年度から毎年度、順次行っておりますが、須賀利地区ではこれまでに70件、116ヘクタールを対象に意向調査を行ってきた結果、55件、106ヘクタールから回答があり、市に経営を委ねたいと回答された森林は47件、92ヘクタールでございました。

今後、この森林について経営管理権集積計画を立案し、間伐などの整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（小川公明議員） 水産農林課調整監。

水産農林課調整監（丸茂亮太君） 本年度は一般質問でもう水産が取り上げることはないかなと思っていましたので、取り上げていただき、ありがとうございます。

初めに、私が育った環境について少しだけお話しいたします。

私は埼玉県さいたま市の外れの住宅街で育ちました。埼玉県は海なし県ですし、さいたま市は日本一大きい関東平野の中央付近に位置しているため、周囲には山もありません。

さいたま市は今でこそ人口増加数が日本一のまちとなりましたが、私の幼少期はまだ田畑も多く、家から自転車で10分も走れば、カブトムシやクワガタがたくさん捕れる畑が至るところにあるようなまちでした。

その後、若いファミリー用のマンションや大型商業施設が次々と建設され、今では当時昆虫採集に夢中になった林はありません。変わりゆく町並みを見ながら、何となく寂しい気持ちを抱いたことを覚えています。一方、地価は上がっていきましたので、きっと私の親は喜んでいただけたことと思います。

尾鷲市は海と山がすぐ目の前にある自然豊かなまちではありますが、人口減少、少子高齢化に直面しており、ひょっとすると、私は日本で一番、尾鷲市とは正反対のまちで育ったと言えるかもしれません。

確かに、尾鷲は自然豊かで海の幸もおいしく、釣りや登山が趣味の人にとっては天国のような場所かもしれませんが、それだけでは人は生活できません。「住みたいまち、住み続けたいまち」となるためには、魅力ある産業、魅力ある仕事が必要です。尾鷲市は漁村集落が点在しており、それらを存続させるためには、基幹産業である水産業の維持、発展が不可欠であると感じました。

仲議員から発言の機会を頂戴いたしましたので、僭越ながら、尾鷲市の水産業が持続的に発展するための方向性について、私なりの考えを御説明いたします。

我が国の水産業は、漁業法が70年ぶりに改正されるなど、今、大きな転換期を迎えています。かつて世界一の漁業生産量を誇っていましたが、今では世界で10位近くにまで下がっており、従来、漁獲の主力を占めていたスルメイカ、サンマ、サケといった魚も取れなくなりました。地球温暖化や海洋環境変化に起因する資源変動によるものだと考えられています。

日本人の魚離れも深刻であり、かつてはアジ、サバ、イワシのような丸々一匹食べる魚が消費の上位にいましたが、今はサケ、マグロ、ブリといった比較的大型の切り身で売られる魚にさま変わりしています。

つまり、これまでと同じようなやり方では衰退をするおそれがあり、環境変化に合わせた水産業の実現、マーケットの動向を見据えた戦略が必要になります。

漁業においては、漁船の大きさを制限するなどの管理方式から、資源量を把握し、持続的に漁業ができるように、あらかじめ魚の取れる量の上限を定める管理

方式を基本に移り変わろうとしています。

本市の漁業は、資源に優しいとされる定置網漁業が盛んです。本市の定置網漁業を営む会社の中には、網にかかった魚の大きさによる選別を行い、小さい魚を放流する試みを自主的に行っているところがあります。

これは資源に配慮した取組であり、持続的な漁業を実現させるためには不可欠な技術でもあります。このような取組を全国に先駆け、広めていくことができたら、先進的で優良な事例になると思います。

そして、取れなくなる魚が表れる一方で、近年、取れる量が増え、今後も資源状況が良好だとされている魚もあります。その代表的な魚の一つが本市の魚にも指定されているブリです。

ブリは本市の漁獲量の1位となっており、経済的に重要な魚種で消費量も多く、春に取れる尾鷲のブリをいかに全国に浸透させ、高く買ってもらえるようにするかが本市の漁業の発展を考える上で一番の生命線になると考えております。昨年からは本市が始めました新規採用職員へのブリの贈呈式など、春ブリの魅力発信の取組等を引き続き行っていくことが大事だと考えます。

養殖業においては、本市には我が国を代表するブリの養殖を営む企業がありますが、養殖ブリは国の輸出拡大実行戦略の戦略的魚種にも指定されており、国内のみならず、国外のマーケット拡大も期待される重要魚種です。尾鷲の天然ブリと養殖ブリが相乗効果でより効果的にPRできれば理想的だと思います。

また、養殖には魚病の問題がいつも付きまといますが、特に本市が日本一の生産量を誇るマハタについては、疾病被害が問題になりがちです。国ではなるべく薬に頼らない環境に配慮した持続的な養殖業を掲げていますが、本市においても昨年からは農林水産省の補助金を活用して、養殖の衛生管理を改善させるための事業を始めました。疾病被害を軽減させ、より安全安心な飼育管理を構築し、環境に配慮した持続的な養殖業ができるように取り組んでいくところです。

最後に、私は来月から尾鷲市から放流され、国に戻される予定ですが、尾鷲でのたった2年間ではやっとモジャコからワカナになったくらいで、まだまだ栄養が足りず、未成魚のままだと思っております。できることならブリになるまで住みたいと思うほど尾鷲を愛しています。

尾鷲は私にとって第2のふるさつですので、これからもずっと仕事でもプライベートでも尾鷲とのつながりを大切にしていきたいと思っております。

以上です。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） ただいま丸茂水産農林課調整監から本市の感想とか、今後の、特に定置ブリ等のお話がありまして、本市の水産振興、養殖漁業などの持続的、発展的な方向性についての御意見をいただきました。ありがとうございました。

水産庁に入られて、日本の水産業の発展のために御活躍されることと思います。本市の水産業について今後も御支援をいただきますよう、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

さて、市長からは、森林経営管理制度等、譲与金についてのお話がありましたけど、カーボンニュートラルにもつなげていきたい。また、市町村が主体となっている事業だと。まさにそのとおりなんですけど、尾鷲市の私有林についてもかなりの量があるという中で、これからのいろんな課題が出てくると思います。

さらに質問を続けたいと思います。

本市の令和3年度の森林環境譲与税収入額は2,850万7,000円で、森林経営管理事業に1,076万9,000円、森林環境譲与税基金に1,773万8,000円。これは令和3年度決算資料からでございます。

令和4年度では、当初予算ベースで収入額3,683万9,000円で、森林経営管理事業に2,015万5,000円、基金に1,668万4,000円となっております。

昨年10月6日、某ニュースウェブに、『三重県内市町に配分の森林環境譲与税20億円の半分活用されず』の見出しで報道されました。

県内北部の三つの町では全ての譲与金が基金に積み立てられたとのことであり、『自治体によっては、林業の専門部署がなく、有効な活用方法が見いだせないことが背景にある』と指摘をされております。

森林環境譲与税を活用して実施可能な事業は、所有者や森林組合、森林経営管理制度に基づき市が実施する間伐、造林などの森林整備、林道等開設や維持修繕、人材育成では、新規就業者等の研修や技術指導に係る補助、高性能林業機械の補助などがあり、木材利用では、公共施設の木造化、木質化等の設置などがあります。

本市においては、元年度から令和4年度までの譲与税1億716万円のうち、4,491万3,000円、42%が基金に積み立てられております。本市の森林整備の関連事業は、毎年度、尾鷲みどりの基金、みえ森と緑の県民税市町村交付金や各種事業補助金を活用して実施をされておりますが、譲与税の有効活用の使

途はたくさんあると思われます。

森林経営管理事業は令和2年度から事業開始され、その財源は森林環境譲与税全額を充てております。須賀利地区の進捗と結果により、他地区での経営管理集積計画も考えていくのか、また、今後の譲与税活用の考え方と、有効活用のためのガイドラインを作成する考えはないのか、お聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それでは説明いたします。

今後の森林経営管理事業における経営管理権集積計画についてでございますが、今年度は三木里地区での意向調査に着手をしております。新年度にかけても三木里地区でエリアを拡大して意向調査を進めると同時に、今年度実施した意向調査の結果、市に委ねるとされた森林について、測量、森林調査を実施したいというふうに考えております。

今後の森林環境譲与税の活用の考え方につきましては、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」で規定されている森林整備を中心に、公益的機能の発揮に効果的な森林や、将来的によくなる経済林としてつないでいけるような森林を中心に、意向調査を進めていきたいというふうに考えておりますが、今後の有効活用のためのガイドラインの作成についてでございますが、現在、仮称ではありますが、「尾鷲市森林づくり指針」の作成に取りかかっており、この指針の中で将来に本市が「目指すべき森林像」などを示していきたいというふうに考えております。

その実現のための「課題と解決方針」の中で、民間所有森林においては、森林環境譲与税やみえ森と緑の県民税を財源とした具体的な整備の在り方について記載をしていきたいと考えており、早急に取りまとめたいというふうに考えております。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 須賀利地区の次は三木里という、令和5年度の予算にも一応計上されておりますね。

ガイドラインについては指針をもって充てたいと、このことについてはよろしくお願いをいたします。

森林経営管理制度について、先ほど説明を詳しくいただきましたが、意向調査の後、経営管理権を設定し、経営管理が行われていない森林について、市町が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、

林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するとされております。

森林経営管理制度において経営管理を集積する手法は、小規模の森林所有者にとっては画期的な制度であると思われまゝ。特に尾鷲市なんかは小規模の林業者が多いということで、これを活用しない手はないと思っておりますが、経営管理を再委託する林業経営者や、本市が自ら管理する受皿、体制は整えられるのかどうか、お聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それでは説明いたします。

森林経営管理制度における経営管理を委託する意欲と能力のある林業経営者につきましては、「森林経営管理法施行規則」によりまして都道府県が公募をして、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力があるなどの条件に適合すると認められた事業者がリストに登載をされることとなっております。

現在、県における本市の事業区域での登録事業者は2社となっております。また、本市に管理を委ねられた場合の委託先につきましては、本市の入札参加資格の登録がある事業者に対しまして、入札による業務委託を行っているものでございます。現在の森林整備に係る登録業者は7社ございます。

現時点での経営管理を委託する受皿はこうした登録事業者により充足をしており、令和6年度からの森林環境譲与税の増額に伴いまして、森林整備に係る事業量の調整、精査をした上で、事業計画を立案して、取りかかりたいというふうを考えております。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 森林施業については、また後ほど質問させていただきますので、次に移ります。

次に、自民党のプロジェクトチームは、現行の譲与税配分基準では、人口の多い都市部への配分が多くなることを指摘し、森林保全のために使われる森林環境譲与税の取扱いを見直すよう求める提言を取りまとめ、6月3日、総務大臣に申し入れいたしました。

11月6日の報道では、政府、与党は、「森林環境譲与税」の制度を見直す方向で検討に入った、人口の多い都市部に配分額が偏っている現状に不満が出ていることを受け、「2024年度にも新たな配分方法を導入し、山間部など森林が多い地域の取り分を上積みしたい意向と、取材に複数の関係者が明らかにした」と報道をされております。

ちなみに、横浜市が3億521万円、浜松市が2億5,896万円、大阪市が2億3,622万円で上位、三重県では、津市が1億820万円、松阪市が1億591万円、熊野市が8,709万円です。

現在の譲与税の配分方法は、市域の人工林面積の比率が少なくても人口の多い都市部が有利であることなどが指摘をされておりますが、この譲与基準（特に人口割30%）についての評価と、報道されている制度の見直し（配分方法）についての期待をお聞きいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど仲議員御指摘のとおり、政府の、自民党のほうで、この譲与税の配分基準、これを見直しに入ったというような報告を私も受けております。

議員が御説明していただいたとおり、現在の森林環境譲与税、この配分基準では、人口比率における配分割合が森林面積に対する配分割合よりも結果的に高いものとなっております。そして、人口が多い都市部では森林がほとんどなくとも、数千万とか、あるいは1億円を超える配分があるなどして、本来の森林の公益的機能を発揮するための税の趣旨が満たされていないということと、そして、全額を基金に積み立てられており、事業化されていない自治体があるという、この事実を考えますと、そういう問題は当然指摘されるべきであると私は考えております。

今回の見直しによりまして、森林が多い自治体への配分強化が実現するとなれば、本市においては森林面積が約92%を占めている、一方では、人口が年々減少していると、こういう場合に、森林管理に係る財源の確保だけでなく、現時点ではまだ取り組むことができていない森林整備を担う人づくりの分野とか、あるいは、今後の公共建築物等の木造・木質化に地域材、これを活用するなどの財源の確保にもつながるもので、やはり私としては大いに期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 次に、市有林管理事業について若干触れたいと思います。

1月13日に尾鷲木材市場では新年の原木初市があり、地元材を中心に約600m³の入荷原木を完売した。世界的な木材不足で一時高騰した国産材の価格は落ち着きを見せ、原木1m³の平均単価、ヒノキ2万円、杉が1万3,000円と地

元紙で報道され、さらに、「林業従事者（搬出業者）の減少で原木市場への出荷量が減っている。地域全体で継続的に木材を搬出する仕組みの構築が重要」との記事も掲載をされております。

令和4年度の当初予算では、市有林管理事業では、利用間伐面積5.5ヘクタール（ha）、搬出材積は137m³、事業費290万6,000円が予算化され、主伐は見送られております。

尾鷲市森林整備計画書によると、樹種別立木標準伐期齢は、杉が35年、ヒノキが40年で、水源涵養機能の維持増進を図る伐期齢は、杉が45年、ヒノキが50年、長伐期施業を推進する伐期齢は、杉が70年、ヒノキ80年と下限が設定をされております。

冒頭に市有林の面積と人工林との内訳をお聞きしましたが、人工林のうち、主伐対象面積と立木数をお聞きします。また、市有林の令和元年度から4年度までの主伐、利用間伐の木材搬出量と、令和5年度からの木材搬出量計画をお聞きいたします。

議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） 御説明いたします。

本市の市有林の主伐事業におきましては、平成29年度から徐々に長伐期施業に切り替えておりまして、現時点で主伐対象となっている70年生から80年生の人工林の面積は約180ヘクタール（ha）でございます。

その180ヘクタール（ha）の立木本数は施業体系表というものがございまして、これに基づいて施業しておりますので、その施業体系表の参考値が70年生から90年生にかけましては、1ヘクタール（ha）当たり700本とされていることから、180ヘクタール（ha）で12万6,000本程度あるものと推測をいたします。

しかしながら、近年の木材価格の低迷によりまして、搬出に係る経費と木材販売収入の採算が合わなくなってきており、現実的に現時点で市有林事業として主伐や利用間伐により搬出をしようとする森林の対象面積は、先ほどの180ヘクタール（ha）から大きく減り、70ヘクタール（ha）程度となるものと考えております。

また、市有林の木材搬出量につきましては、令和元年度では主伐事業で716m³、令和2年度主伐事業により242m³、令和3年度主伐事業による119m³と間伐事業による625m³の合計744m³、令和4年度間伐事業による330m³と

なっております。

令和5年度以降につきましては、当初予算ベースでは、間伐事業による約150立方メートルの搬出量を予定しているものでございます。特に令和3年度からの搬出は、「国立研究開発法人森林整備センター」による旧公団造林事業といたしまして、経費を全額、森林整備センターで負担をしていただきながら、販売収入の6割が本市に分収されるという森林整備のやり方や、ヤフー株式会社からの企業版ふるさと納税を財源とした九鬼町市有林、みんなの森での利用間伐の事業によりまして、尾鷲市の財源としては赤字にならない搬出を確保しているというものでございます。

以上です。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 現実的に、主伐や利用間伐に搬出しようとする面積は70haと。

素人が単純に計算すると、1年5haを切るとすると、14年間切れると。10haを切ると、7年間切ってもええという勘定ですね。100年間続くですと、100haぐらい。数字、やめます。いろいろな計算があると思うんですけど、そういう勘定になります。

本地域の持続的経営が可能な林業と林齢構成の平準化を目指すためには、森林整備計画を基に森林整備や施業を実施することが重要であると理解をしております。

市有林においても、木材を市場に流通させ、国産材への関心を高め、木材利用の促進や市場価格の安定化に寄与することも重要であり、このことが地場の林業を守り、さらなる林業の発展につながるのではないかと、このように思っております。

現在の木材市場の状況と市場価格についてはどのように捉えておりますか。また、市有林主伐の採算性の市場価格の目標をお聞きいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） それではお答えします。

現在の木材市場の状況と市場価格についてどう捉えているかということですが、御承知のとおり、本市の林業は古くから役物と言われる、在来軸組工法での和室の柱、これの生産を主軸として成り立ってきたものでございます。

しかしながら、近年の住宅様式の変化に伴いまして、ツーバイフォーなどの柱のない桝組壁工法が認められるようになったことから、北米を中心とした外材と

言われる安価な建築用材が増えるなど、全国的に国産柱材の需要と供給のバランスが崩れ、材価が大幅に下落してきたことから、本市におきましても森林経営、木材関連産業は、大変厳しい状況となっているのが現状でございます。

尾鷲木材市場では、昨年はコロナ禍による輸入を含めた流通の変化から外材の輸入が減少するという、いわゆるウッドショックによりまして、一時的には国産材が高騰したものの、それでも以前のような経営意欲につながるほどの木材価格ではないと聞いております。

こうした中におきまして、市有林の採算性の確保につきましては、先ほど水産農林課長が申し上げましたように、国の森林整備センターあるいはヤフー株式会社などの事業の採択、これをしていただくことによりまして、何とか一般財源からの持ち出しを抑えながら、利用間伐による収入の確保に努めること、あるいは、長伐期による大径木の生産を目標にすることで1本当たりの単価を上げ、収益性を高めることで採算を確保してまいりたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 木材関連については一時的には高騰したけど、やはり大変厳しいと、これは実情だろうとは思っております。

昨年の6月定例会で一般質問において、国の農林水産物・食品の輸出拡大戦略の中で、地域経済の活性化を図るため、大型製材所誘致の質問したところ、市長からは、「フォーラムでは大型製材所誘致の可能性が示された、クリアすべき課題はあるが、雇用創出や尾鷲港の利用も促進される。東紀州地域全体の活性化につながるので、積極的に誘致活動に取り組みたい、軽率短慮に動くことは避けたい。」との答弁がありました。

大型製材所誘致へのクリアすべき課題に全力を尽くしていると推察をいたしますが、仮に誘致が成功した状況を推察しますと、この誘致が地域経済の活性化はもちろんのこと、市内の木材市場の活性化と東紀州全体の林業の発展につなげることが重要であります。

尾鷲市統計書（令和3年度版）の林業の産業中分類事業所数・従業者数、これは経済センサス資料でございますが、では、事業所数が4で、従業者数は29人となっております。

大型製材所の稼働時には市有林の木材搬出場も確保する必要があるとともに、持続的な山林経営には主伐後の植林、下刈り、枝打ち、間伐の育林事業者の育成など、山林事業全体の環境づくりが必要ではないでしょうか。

市長から答弁を求めます。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） それではお答えします。

大型製材所につきましては、所信表明でも申し上げましたとおり、尾鷲港振興会からの申入れを受け、誘致を進めておりまして、現在、事業計画を策定している状況であると報告を受けております。

大型製材所誘致は、まずは、おわせS E Aモデル構想を大きく前進させるものであるということと、これまでにない本市への経済波及効果をもたらす事業であると、私自身は認識しております。

一方、本市の関連産業にどのような効果あるいは影響、こういうあるかも、そういうことも含めましてクリアすべき点を明確にしながら、今後、尾鷲港振興会と連携を図り、積極的に誘致活動に取り組んでまいり所存でございます。

こういった中におきまして、私自身も尾鷲港振興会のほうにて、知事のほうに対して要望活動を行ってまいりました。一見知事はこの事業に対して大変大きな期待をしているというコメントもいただいております。

そういう中で、せんだって、地元の県会議員が、要するに三重県議会において一般質問をされた中で、大規模集成材工場誘致の県の対応について質問されたわけでございますけれども、この内容について、若干触れさせていただきますけれども。

まず、県の対応としましては、先ほど申しましたように、昨年10月に尾鷲市と尾鷲港振興会、これが要望活動を県に出した以降、関係事業者で構成する会議、県のほうも参画していただいております。

この集成材工場の立地に向けた検討を県は今やっているということ。じゃ、具体的にどのようなことをやっているのかということ、まずは、工場への原木の安定供給、これに向けて……。

議長（小川公明議員） 市長、すみません。ここで正午の時報のため、ちょっと中断いたします。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（小川公明議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

市長。

市長（加藤千速君） じゃ、続けさせていただきます。

具体的には、工場への原木の安定供給、これがまず第一に必要なものでございまして、それに向けて、県としては森林資源情報、そして林道作業道などの必要なインフラの情報、あるいは伐採予定量、こういうことの情報収集しながら、こうした情報を特に航空レーザ測量や森林情報管理システムを駆使しながら解析することで、実際の搬出可能資源量を調査しているというところでございます。

そして、原木を安定供給することと林業を持続可能とするためには、森林の伐採と併せて再生林が必要である。これは当然のことなんですけれども、こうした作業を行うための人材の確保、育成や必要な支援策についても今後議論を行うと、こういうところでございます。

そして、やはり行政、そして、これは尾鷲市、あるいは三重県、特にそうなんですけれども、三重県、尾鷲市、行政や林業関係者等が同じ目標を共有して、しっかりと協力体制を構築していくことが重要と考え、今後も引き続き、県も主体的に関与し、地元市町と共に連携しながら、誘致の実現に向けた関係事業者との協議を進めていくと、こういうような内容のものでございまして、私はもう既にこれについては、県のほうからお話は伺っております。

本市といたしましても、先ほど申しましたように、県をはじめとして関係機関と共に協力体制を構築していくことが重要であると、このように考えております。

そしてまた、持続的な山林経営のための育林事業者の育成など、山林事業全体の環境づくりにつきましては、森林環境譲与税での森林整備を担う人づくりなどの取組も活用しながら、山林所有者など川上から木材利用の川下まで、これを林産業界が一体となった事業を展開していくことで、林業を中心とした関連産業の活性化につなげてまいりたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） 持続的な山林経営には、実は、大型製材所が来ても来なくても、やはり主伐後の植林、下刈り、枝打ち、間伐の育林事業者はどうしても要るんですね。今のところかなり衰退して少ない。この辺については、そのような考え方はやはり必要であると。

ただ、今、市長から大型製材所については事業計画を作成しているということで御報告を受けたんですけど、先ほどの市長の県議会の一般質問の紹介を受けて、私も実は見ていまして、ぐっと安心というか、力強く思ったのは、やはり航空レーザ測量などで実際に搬出可能な資源量を調査している。これはびっくりしましたね。かなり県が大型製材所誘致に向けて力を入れていると。

さらに、農林水産部長は、原木の安定供給や持続可能な林業には、やっぱり主伐後の作業人材確保が必要であると。まさにそのとおりを言うてくれておるもので、ここらについてはやっぱり県と協働でいろんな方策を進めていくと。

例えば、人材を育成するには、今、県には林業研究所というのがあるんですけど、それでアカデミーなんかでは作業者の育成を続けておるんですけど、東紀州に研究所じゃなしに、林業作業所・研修所というようなことも含めて今後検討していただければ、作業員を育成するための作業研修所、研究じゃなしに研修所というようなことも今後は見えてくるのではないかと。これはあくまで私の要望としてお聞きをさせていただいたらいいんですけど。

最後でございますが、森林環境譲与税を利活用し、脱炭素やカーボンニュートラルのヤフーの事業との連携、森林整備、大型製材所誘致など、全ての可能性を広げ、結びつけて、事業展開されることを期待いたします。

市長、何かございますか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 最初の大型製材工場の誘致、今、事業計画を策定中ということであるんですけども、我々としてはこういう大きな事業を誘致しながら、要するに、地域経済を発展する、あるいは森林事業を発展させる。やっぱりきっかけがないと、いろんなことはできないわけなんですね。

私は非常に大きなきっかけであって、それでもって県にしろ、国にしろ、いろんな要望ができると、やっぱりそういう具体的なものがあると、国にしろ、県にしろ、やはりそれに対する回答がきちんと明らかになると、そういうふうにして私は確信しております。

そういった中で、最後に議員がおっしゃってました件でございますんですけども、私は現在の本市を取り巻く林業というものは、先ほども申し上げておりますように、大変厳しい状況の中におきましても、議員のおっしゃるように、企業、団体等とも取り組んでいる尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言、カーボンニュートラルと連動した取組、あるいはヤフー株式会社の企業版ふるさと納税による支援、また、先ほどの大型製材所の誘致など、これまでにない新たな可能性を見いだしております。そして、企業等のネットワークの構築も含めて、何とかこの流れを森林所有者、関連産業、ひいては市全体の活性化につなげたいという思いでいっぱいでございます。

また、森林環境譲与税もうまく利活用し、適切な森林管理をこうした流れに結

びつけながら、さらには、人材育成、森林整備に関わる人づくりを進めながら、今ある森林資源の最大限の活用につなげてまいりたいと考えております。

私はこのように、森林事業の方向性、それに伴う政策、実行計画、明らかに示すことができたと思っております。

そういった中で、せんだって、9月の議員からの一般質問の答弁での、述べさせていただいていました本市の農業、要するに林業、農業、農業なんです、農業政策の進め方についても、みどりの食料システム戦略事業と連動した有機農業推進施策等を着々と進めよう。ある程度、農業に対する方向性が大体まとまってきました。

一方、水産事業におきましては、先ほど、丸茂調整監が御報告させていただいたとおり、具体的に政策も実行しております。そして、農林水産業の尾鷲の一次産業の活性化に向けて、さらに拍車をかけながら、進めてまいりたいと考えております。

仲議員におかれましては、貴重な御意見、御提案、本当にありがとうございました。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 10番、仲明議員。

10番（仲明議員） どうもありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

議長（小川公明議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日7日火曜日午前10より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 0時08分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 西 川 守 哉